# パートタイム労働者活躍推進企業表彰基準

## 1 応募対象

パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる事業所(企業)を応募対象とする。

# 2 応募資格

- (1) 応募時点において、パートタイム労働法の義務規定違反がないこと。
- (2)上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がなく、かつ、その他の法令上又は社会通念上、 表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (3) 表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること。

# 3 表彰基準

- (1) パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)の診断結果が、雇用する全てのタイプのパートタイム労働者に係る取組において、総得点率50%以上であること。
- (2)パートタイム労働者の活躍に向けて取り組む企業として「パート労働者活躍企業宣言サイト」 に取組内容や今後の目標等を掲載(宣言)していること。
- (3) パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組(法定を上回る自主的な取組)を行い、かつ、 実績または成果が認められること。

優良賞の対象は第1~4分野のうち3分野以上、奨励賞の対象は2分野以上(第1分野、 第2分野のうち1分野以上を含む)の取組を実施している事業所の中から選定する。

優良賞の対象から、特に模範となる取組があった場合に最優良賞を選定する。

第1分野 パートタイム労働者の働きぶりの評価と適正処遇に関する取組

#### 【取組内容例】

- ・パートタイム労働者に対して、能力、勤務態度、成果などに関する評価を行い、その結果を処遇(賃金や昇進等)に反映させる評価制度を導入し、運用している。
- ・賃金や諸手当について、パートタイム労働者の働きや貢献に見合った勘案要素・支給基準の制度を適用し、運用している。
- ・パートタイム労働者を対象とした表彰制度等を導入し、運用している。
- 第2分野 パートタイム労働者に対する教育訓練やキャリアアップに関する取組

### 【取組内容例】

- ・パートタイム労働者に対して、教育訓練等の能力開発を計画的に実施している。
- ・パートタイム労働者が、能力や働きぶり等に応じて担当する職務の内容を高める(キャリアアップする)ことができる仕組みや、パートタイム労働者をパートリーダーなど役職に登用する制度を導入し、運用している。
- ・パートタイム労働者から正社員へ転換するための試験制度を導入し、かつ、正社員転換の実績がある。
- ・短時間正社員制度を導入し、実績がある。
- 第3分野 パートタイム労働者とのコミュニケーション向上のための取組

#### 【取組内容例】

- ・パートタイム労働者からの意見・提案を聴く仕組みを導入し、運用している。
- ・パートタイム労働者に対し、社内の情報の共有化を図る仕組みを導入し、運用している。
- 第4分野 その他の取組(第1~3分野以外で、パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組)

# 【取組内容例】

- ・パートタイム労働者に対しても福利厚生制度・施設が適用・利用ができる仕組みを導入し、運用している。
- ・パートタイム労働者に対して仕事と育児・介護の両立支援制度を適用・周知し、利用実績があるなど、ワーク・ライフ・バランスのための取組を実施している。
- その他、他の事業所(企業)の模範となる取組を行っている。